

## 期待されるホワイトカラー人材紹介ビジネス

経済産業調査部門 野々山尚子

### 1. ホワイトカラー人材紹介の自由化

雇用流動化の時代を迎え、人材ビジネスの動きが活発である。

人材派遣と並んで、民間の人材ビジネスの柱である職業紹介事業は、97年4月の職業安定法改正により、それまで29の専門的業種に限定されていた対象業種が原則自由化され、対象範囲が一気に拡大した。

また、99年度には、現在対象除外となっている「事務職、販売職における就職後1年未満の新規学卒者の紹介」についても解禁が予定されている。これにより、ホワイトカラー職種に限って言えば、民間の人材紹介ビジネスが全面的に自由化されることになる(図表-1)。職業紹介事業は、労働者を強制労働や不当搾取などから保護するという観点から、原則として国の独占事業と位置付けられてきた。

民間による職業紹介事業は、保有資産額、事業所面積などの参入要件を満たし、許可を得た

<図表1： 民間職業紹介業の対象業種の変遷>

97年4月以前の認可業種	97年4月の職業安定法改正によるネガティブリスト	99年度に予定される職業安定法改正による業種認可案
美術家、芸能家、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、弁理士、公認会計士、助産婦、看護婦、理容師、マネキン、映画演劇技術者、調理師、モデル、家政婦、配膳人、生菓子製造技術者、美容師、パートナー、経営管理者、科学技術者、通訳、クリーニング技術者、医療技術者、歯科医療技術者、服飾デザイナー、着物着付師、観光バスガイド	事務的職業・販売の職業のうち、就職後1年未満の新規学卒者を紹介するもの  左表に含まれる業種以外の； サービスの職業 保安の職業 農林水産の職業 運輸・通信の職業 技能工 採掘・製造・建設の職業 労務の職業	港湾運送、建設等、一部職種を除いた全ての業種を民間職業紹介の対象とする  事務的職業・販売の職業については、「就職後1年未満の新規学卒者」とする制限を外す

(資料) 各種資料によりニッセイ基礎研究所作成

もののみに認められ、業種の制限に加え、紹介手数料の上限設定など、参入障壁も高かった。

このように、民間職業紹介は、長い間、国の労働力調整機能を補完するかたちでしか認められていなかった。特にホワイトカラー職種については、97年4月以前は、経営管理者等を除き対象外となっており、公共職業安定所だけでは、調整機能の不足感は否めなかった。

2. 人材紹介業のタイプと手数料の仕組み

ホワイトカラーの人材紹介は、大きく一般紹介型（登録型）・エグゼクティブサーチ型・アウトプレースメント型の3つに分けられる（図表-2）。エグゼクティブサーチのみといったように、ひとつのサービスに特化するケースもみられるが、一般的には、一般紹介型をベースに、複数のサービスを手がけている企業が多い。

職業紹介の手数料は、人材を受け入れる企業が支払う。手数料には、サービスの基本部分に対する「第一種」と、相談や調査に対する「第二種」がある。

「第一種」は、紹介が成立した個人の月額賃金をベースに上限が決められており、たとえば、

月額が40万円であれば、手数料は25万円となる。「第二種」は、調査料、コンサルティング料等の名目で、紹介者の年収に応じて（25～35%）、または職種によって一律に設定されているケースが多い。この「第二種」は、97年の規制緩和により正式に認められ、あらかじめ管轄の公共職業安定所に届け出て承認を受けていれば、報酬として受け取ることができる。ホワイトカラーの人材紹介は、市場調査やコンサルティングなどの手間がかかるうえ、回転率が低い。そのため、第1種手数料だけではコストに見合わない場合も多く、第二種手数料が正式に認可された効果は大きい。なお、紹介が成立した場合に紹介料を受け取る「成功報酬」型が一般的であるが、エグゼクティブサーチ型などでは、成立の有無に関わらず、事前に数百万といった単位でのコンサルティング料を受け取るケースもある。

3. 期待される市場拡大

97年4月の規制緩和以降、人材紹介業に参入する企業が増加している。業界団体である民間人材紹介事業協議会によれば、ホワイトカラー

<図表2：ホワイトカラーの人材紹介事業のタイプ>

タイプ	サービスの内容
一般紹介型	求人企業の依頼と個人（求職者）の登録がベース。企業と個人、それぞれの依頼に基づき、最適なマッチングを仲介し、個人を企業に紹介するサービス。職業紹介としては最もポピュラーな形態であり、ホワイトカラーの人材紹介を手掛ける事業所の9割以上が、この形態によるサービスを提供している。
エグゼクティブサーチ型	いわゆるヘッドハンティング。求人企業の依頼に基づき、その企業に最適な人材をサーチ（検索）し、企業に引き合わせるサービスを提供している。
アウトプレースメント型	何らかの理由で、自社内では雇用を持続することが困難になった企業の社員の再就職を支援するサービス。企業の依頼がベースである。本人への再就職紹介や受け入れ企業の開拓、人材活用のためのコンサルテーションサービス等を行う。

（資料）民間人材紹介事業協議会の資料に基づきニッセイ基礎研究所作成

の人材紹介を行う事業所は、96年度には309であったが、98年度には、600近くまで増加した模様である。

加えて、99年度には、事業者の新規参入時の要件が緩和される（事業許可の有効期間を、現行の1年から、新規参入時3年、更新時は5年に延長）予定であり、一層の新規参入増も予想される。

すでに、業界内では、手数料値下げ等の動きが始まるなど、競争激化の兆しもみられる。

長引く不況のもと、企業では、合理化の一方で、能力の高い人材の確保も大きな経営課題になってきている。人材流動化が進むなかで、多様化する求職・求人ニーズに応えるべく、これまで需給のミスマッチが大きかったホワイトカラー人材紹介事業の市場拡大が期待される。

- 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものがその正確性と完全性を保障するものではありません。
- 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。

Copyright © ニッセイ基礎研究所 1996 All Rights Reserved